特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	むかわ町 地方税関連事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

むかわ町は、地方税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道むかわ町長

公表日

平成27年4月15日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

②法令上の根拠

16,117,120

1 関連情報	
1. 特定個人情報ファ	アイルを取り扱う事務
①事務の名称	地方税関連事務
	(概要) 地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により 課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合 や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。納税者からの申請に基づき、税 情報から課税証明書、所得証明書等を発行する。 (特定個人情報ファイルを取り扱う事務) 1. 納税者からの申告情報、届出及び調査等による課税管理事務(個人町民税、軽自動車税、固定資 産税、国民健康保険税) 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う統合宛名管理事務
②事務の概要	(事務処理のながれ) 地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づく町税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令に定めるもの。 ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②納税者からの情報により、減免設定等の確認を行う。 ③ 新号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供する。 ④必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。 ⑤②及び③により決定した減免申請について、納税者に減免決定通知書を送付する。 ⑥①~④により課税した内容についてが税者に納税通知書を送付する。 ⑦ 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑨ 納税者からの納税証明書交付申請書を受付け、確認を行う。 ⑩ ⑨に係る納税証明書を発行する。 ⑪ 納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑫ 納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。 ⑩ ⑨に体系が表が表が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。
③システムの名称	住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、宛名管理システム、確定申告システム、エルタックスシステム、歳入管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファ	アイル名
個人住民税情報ファイル	レ、軽自動車税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納情報ファイル、宛名 ファイル、法人町民税情報ファイル
法令上の根拠	番号法第九条第一項 別表第一項番16
4. 情報提供ネットワ	一クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②は今上の担加	・別表第二における情報照会 番号法第19条第7項 別表第二項番27、28、42 ・別表第二における情報提供 番号法第10条第7項 別表第二項番1 2 2 4 6 8 0 10 11 16 18 22 26 27 28 2

番号法第19条第7項 別表第二項番1、2、3、4、6、8、9、10、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、1

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	町民生活課					
②所属長	町民生活課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務企画課 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	総務企画課 北海道重払那むかわ町美幸2丁日88番地					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成	27年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		平成27年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明